

公表基準策定時(H15.11.10)の基本的考え方

- ◆「全ての不適合事象を速やかに公表」することにより、透明性の確保を図る。
- ◆公表にあたっては、公表区分に基づき重要度に応じて公表する。

基本的公表区分

- ①区分Ⅰ：法律に基づく報告事項等の重要な事象
- ②区分Ⅱ：運転保守管理上、重要な事象
- ③区分Ⅲ：運転保守管理情報のうち、信頼性を確保する観点から速やかに公表する事象
- ④区分その他：上記以外の全ての不適合事象

平成19年末までの公表の状況

- ◆平成19年末までに、区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとして公表した不適合事象は延べ約760件、区分その他としてホームページに掲載した不適合事象は延べ約53,500件



運用実績等を踏まえた公表基準見直しの基本的考え方

①全ての不適合事象の速やかな公表による透明性の確保と現場品質の向上

- ◆当初の基本方針に則り、引き続き継続するとともに、不適合管理等を通じた更なる品質向上に努める。

②運用実績等を踏まえた不適合事象の公表区分への追加

- ◆これまでの不適合事象の公表実績等を踏まえ、従来の区分Ⅲ以上の公表基準に当てはまらない不適合事象で、適切な公表が必要と考えられる事象や、法令改正を踏えた新たな報告事象について、公表区分へ追加する。

③わかりやすさを考慮した公表方法・公表区分の見直し

- ◆不適合に該当しない事象については、不適合事象と切り離して、「発電所情報」として適切な時期、方法で公表する。
- ◆事象の軽重や重要度の観点から、一部の不適合事象について公表区分を見直す。
- ◆公表方法、プレス文等について、わかりやすい説明文、専門用語の排除等、より分かりやすさに配慮した公表方法を進める。

見直し案の概要

①全ての不適合事象の速やかな公表による透明性の確保と現場品質の向上

引き続き、全ての不適合事象を公表するとともに、不適合管理の仕組みを継続的に実践していく。

②運用実績等を踏まえた不適合事象の公表区分への追加

[これまでの運用経験に基づき変更、追加すべき事項]

- ◆公表基準策定時以降、新たに発生した個別の不適合事象を踏まえた追加(1F使用済燃料共用プールの大物搬入口扉開事象、1F6号機非常用炉心冷却系ストレーナ設計不適合、1F5号機洗濯設備乾燥機排気ダクトの構外持出し)
- ◆既の実運用として公表している事象について、公表区分に記載されていないものの追加(危険物の漏えいにより構内へ消防署の業務車が入構した場合)
- ◆法令に基づく報告対象には該当しない原子炉の計画外停止や発電機出力の低下を伴う不適合事象について、事象の程度に応じた内容を公表区分に追加

[法令に基づく報告事象の改正等を踏まえた見直し]

- ◆実用炉規則の改正(制御棒の引き抜け、過挿入)及び電気関係報告規則の改正内容の反映

③わかりやすさを考慮した公表方法・公表区分の見直し

[外部事象が要因となって発電所に影響を及ぼす場合や、設備設計上の極微量の放射性物質の放出等、不適合に該当しない事象の公表方法]

- ◆不適合の公表区分とは切り離して、「発電所情報」として、事象の程度に応じて適切な時期、方法で公表することにより、分かりやすい公表に配慮する。

具体的な事象の例は以下の通り

- ◇発電所の周辺地域における震度3以上の地震発生(準備ができ次第マスコミにお知らせ、ホームページ掲載)
- ◇自然現象(地震、台風、海生物の発生等)により、発電機出力低下、または原子炉の計画外停止した場合(設備の不具合は発生せずに、プラントの正常なプロセスに従った事象)(準備ができ次第マスコミにお知らせ、ホームページ掲載)ただし、自然現象により、設備の不具合等が発生した場合には、不適合事象に該当することから、不適合事象の公表区分により公表する。
- ◇原子力発電施設に係わる業務以外において発生した人の障害であって、救急車で病院へ搬送した場合(ホームページ掲載のみ)
- ◇設備設計上の極微量の放射性物質の放出(1F-4の高圧炉心注水系のサーバランス時、1F-1,2の高圧タービン軸封部)(ホームページ掲載のみ)

[不適合事象の発電所安全性への影響度の観点からの見直し(事象の軽重の明確化)]

- ◆一部の事象において、一律的な公表区分となっていることから、重要度に着目した内容に見直すことにより、事象の軽重が分かりやすい公表に配慮するとともに、現場業務管理のさらなる向上等を推進する。

具体的な事象の例は以下の通り

- ◇異物:員数管理すべきものと機器への影響を与えないと考えられるテープ片等を一律に扱っていることから、異物の定義を明確にするとともに、重要度(原子炉内、圧力抑制室等の発見場所によるプラント安全性への影響)に応じた公表区分に改定
- ◇重要警報(赤色警報):運転中に比較して、定期検査においてはプラントの状況(燃料の移動や設備点検の状態)に応じて、管理すべき警報は異なってくるが、管理すべき重要警報とそうでない重要警報(機能が要求されない設備の重要警報など)を一律に扱っていることから、重要度(プラント安全性への影響)に応じた公表区分に改定
- ◇人の障害:作業内容および障害の程度に係わらず一律に扱っていることから、管理すべき原子力発電設備に係る作業や障害の程度に応じた公表区分に改定

[わかりやすさに配慮した公表方法の推進]

- ◆報道発表資料において、内容がわかりにくいものについては、当該資料の冒頭に極力平易な表現で概要を記載する。
- ◆また、報道発表本文においても、項目毎に内容を整理して記載する。

[公表基準の内容、記述の明確化]

- ◆従来の公表基準において、解釈に曖昧さがあるような部分については明確な記述に改定する。

＜報道発表資料の冒頭に概要を記載＞

従来の報道発表文

福島第一原子力発電所2号機の原子炉手動停止について

平成19年10月10日
東京電力株式会社

当社・福島第一原子力発電所2号機（沸騰水型、定格出力78万4千キロワット）は定格出力で運転中ですが、平成19年9月11日に定期検査中の同3号機において発生した残留熱除去系*（A系）熱交換器の海水流量調整弁の弁棒折損事象における水平展開として、本日、同2号機に設置されている同型弁の動作確認を実施いたしました。

その結果、同2号機の残留熱除去系（B系）熱交換器の海水流量調整弁を手動で開ける操作をした際に、弁棒が所定の位置で停止しないことから、当該弁の弁棒に折損の疑いがあるものと判断いたしました。

このことから、点検および修理のため、明日（11日）よりプラントの停止操作を開始することといたしました。

当該系統につきましては、10月6日および本日実施した確認運転において、系統に必要な流量が確保できていることを確認していることから、機能上の問題はありません。

これによる外部への放射能の影響はありません。

以上

* 残留熱除去系

原子炉を停止した後の冷却（燃料の崩壊熱の除去）機能とともに、非常時に原子炉水位を維持する低圧注水系、原子炉格納容器内の冷却を行う格納容器スプレイ系等の機能を持つ（A系、B系の2系統ある）。

現行の報道発表文（参考例）

福島第一原子力発電所2号機の原子炉手動停止について

平成〇年〇月〇日
東京電力株式会社

内容がわかりにくいものについて、
極力平易な表現で概要を記載

＜概要＞

（事象の発生状況）

- ・運転中の福島第一原子力発電所2号機において停止後の原子炉を冷却するための設備の弁に異常があることがわかりました。

（今後の対応）

- ・点検、修理のため、明日（11日）よりプラントを停止することとしました。

（安全性、外部への影響）

- ・停止した原子炉を冷却する機能に問題がないことを確認しております。
- ・これによる外部への放射能の影響はありません。

（公表区分）

- ・本事象は公表区分Ⅲ（信頼性を確保する観点）としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

項目毎に内容を整理して記載

当社・福島第一原子力発電所2号機（沸騰水型、定格出力78万4千キロワット）は定格出力で運転中ですが、平成19年9月11日に定期検査中の同3号機において発生した残留熱除去系*（A系）熱交換器の海水流量調整弁の弁棒折損事象における水平展開として、本日、同2号機に設置されている同型弁の動作確認を実施いたしました。

その結果、同2号機の残留熱除去系（B系）熱交換器の海水流量調整弁を手動で開ける操作をした際に、弁棒が所定の位置で停止しないことから、当該弁の弁棒に折損の疑いがあるものと判断いたしました。

2. 今後の対応

このことから、点検および修理のため、明日（11日）よりプラントの停止操作を開始することといたしました。

3. 安全性、外部への影響

当該系統につきましては、10月6日および本日実施した確認運転において、系統に必要な流量が確保できていることを確認していることから、機能上の問題はありません。

これによる外部への放射能の影響はありません。

以上

* 残留熱除去系

原子炉を停止した後の冷却（燃料の崩壊熱の除去）機能とともに、非常時に原子炉水位を維持する低圧注水系、原子炉格納容器内の冷却を行う格納容器スプレイ系等の機能を持つ（A系、B系の2系統ある）。